

令和 8 年度 FIP 移行可能性調査業務委託仕様書

1 業務の目的

宮崎県企業局（以下「企業局」という。）は、平成24年4月から開始された固定価格買取制度（以下「FIT」という。）に基づき認定された再生可能エネルギー発電設備（以下「FIT認定発電設備」という。）を所有している。一方で、令和4年4月から開始されたFIP制度は、買取価格が電力市場価格に連動するものであるが、国は、将来的には全てのFIT認定発電設備のFIP移行（以下「FIP転」という。）を促進している。このことから、FIP制度における収益性や市場適応性等の検討を行い、FIP転の可能性について調査する。

2 業務の名称

令和 8 年度 FIP 移行可能性調査業務

3 委託期間

契約締結の日から令和 9 年 3 月 25 日（木）まで

4 対象発電所

綾第二発電所及び渡川発電所

（対象発電所の概要は別表のとおり。）

5 業務委託の内容

本業務委託では、FIP制度を活用している水力発電所等の事例調査や小売電気事業者及び特定卸供給事業者（以下「小売電気事業者等」という。）へのニーズ調査を実施し、対象発電所のFIP転の可能性について評価する。なお、可能性評価に当たっては、現行のFIT特定卸供給^{※1}と比較することが重要であることから、単純なFITとの比較ではなく、企業局のFIT特定卸供給の実績等を踏まえた上で、FIP転の比較検討・評価を行うこと。具体的内容については、以下のとおり。

※1 FIT 認定事業者と小売電気事業者との間の合意に基づき、電源を特定した上で相対供給するもの。

(1) 計画準備

業務概要、実施方針、業務工程、業務組織計画、打合せ計画、成果品項目、使用する主な図書及び基準、連絡体制等の事項をとりまとめ業務計画書を作成するものとする。

(2) 資料収集整理・分析

FIP転検討の基礎資料とするため、国や電力市場等の重要事項の整理・分析を行う。

- ・ FIT制度（FIT特定卸供給含む）及びFIP制度に関する国等の資料整理・分析
- ・ 一般社団法人日本卸電力取引所（JEPX）の取引価格等の整理・傾向分析

- ・FIT特定卸供給のニーズや今後の動向等の資料整理・分析

(3) FIP転事例調査

FIP転事業者等^{※2}を対象とした以下の売電実態調査を行う。

- ・入札公告時期、売電方式、契約形態、契約期間、価格設定方法、応札価格等の入札契約情報
- ・収益構造（市場連動・プレミアム等）
- ・事業スキーム（役割分担、インバランス対応、発電計画調整等）
- ・課題、留意事項

なお、事例調査に当たっては、既に公開されている情報の整理を基本とするが、ヒアリング等による情報収集を拒むものではない。

^{※2} FIP転をした事業者又はFIP転を検討している事業者をいう。

(4) FIP転に関する比較検討

(3) の調査結果を基に、(2) の分析結果を踏まえて比較検討を行う。なお、比較検討に当たっては、企業局及び対象発電所の特性（地域性及び運転方法等）を考慮した上で、各事業スキームの課題や留意事項、メリット・デメリット等について、整理すること。

(5) マーケットサウンディング調査（調査準備、調査の実施及びとりまとめ）

(4) で比較検討した事業スキーム等について、小売電気事業者等に情報共有の上、昨今の中東情勢による影響等も含めて意見交換を行い、調査結果を整理すること。

(6) 評価（定量的評価、定性的評価、総合評価）

(2)～(4) の分析、調査、比較検討に加え、(5) の小売電気事業者等からの意見を踏まえて、FIP転の実現可能性を評価する。評価に当たっては、定量的評価に加えて、FIP転の課題や留意事項、メリット、デメリット等を整理した定性的側面もあわせて、総合評価を行うこと。

6 中間報告

令和8年12月25日（金）までに、その時点までの収集データ、分析結果をまとめた中間報告書を電子データにより提出する。中間報告の詳細については、契約後、発注者と協議の上、決定する。

7 成果品

(1) 提出書類

業務委託契約書の定めに従い、以下の成果品及び業務の成果に関する報告書を提出すること。

- ・業務完了報告書（概略版含む） 2部
- ・上記の電子データ 2部（正・副）

(2) 納入場所

宮崎県宮崎市旭 1 丁目 2 番 2 号

宮崎県企業局 総務課経営企画室 経営担当

8 留意事項

- (1) 発注者は、本業務における調査職員を定め、受注者に通知するものとする。
- (2) 調査職員からの指示・協議については、原則として書面により行う。ただし、緊急を要する場合、又は、内容が軽易な場合には、口頭による指示・協議等を行うことができることとし、後日、書面を提出する。
- (3) 個人情報の保護については十分に注意し、流出・損失を生じないこと。
- (4) 事業の実施上知り得た情報については、秘密を保持するとともに、契約目的以外に使用しないこと。
- (5) 制作物が他者の所有権や著作権を侵すものでないこと。
- (6) 本委託で調査・検討した報告書の内容(電子ファイルを含む)の所有権や著作権は、原則としてすべて企業局に帰属すること。ただし、受託者が従来から権利を有していた受託者固有の知識、技術等に関する権利については、受託者に留保するものとし、この場合、企業局は、当該権利を非独占的に使用できることとすること。
- (7) ChatGPT 等の生成系 AI を用いた提案の作成は、情報漏洩の危険性及び著作権保護の観点から禁止する。

9 その他

この仕様書に定めのない事項及び仕様書に関して嫌疑が生じたときは、その都度協議するものとする。

別表
水力発電施設

〔 〕：調査対象施設

発電所名		所在 市町村	発電開始年月	最大 出力 (kW)	令和8年度 年間目標 供給電力量 (千kWh)	発電 方法※3	運用 調整※4	FIT適用
石河内第一		木城町	昭和25年5月	22,200	78,328	ピーク	可	非FIT
渡川		日向市	昭和30年4月	12,344 ※5	40,757	ピーク	可	令和25年10月まで (FIT特定卸供給契約 あり※6)
綾第一	南機	小林市	昭和33年4月	25,000	96,172	ピーク	可	非FIT
	北機		昭和35年5月					〃
綾第二(改良で 停止中)		綾町	昭和34年3月	(28,000)	(114,000) ※7	ベース	可	令和10年4月から FIT売電予定
田代八重		小林市	平成12年4月	5,800	20,046	ピーク	可	非FIT
立花		西都市	昭和38年2月	13,400	27,827	ピーク	可	〃
三財		西都市	昭和38年7月	8,800	27,436	ベース	可	〃
岩瀬川		都城市	昭和42年7月	18,600	61,289	ピーク	可	〃
猿瀬		高原町	平成16年4月	1,700	6,996	ベース	不可	〃
祝子		延岡市	昭和48年4月	17,300	48,528	ピーク	可	〃
上祝子		延岡市	昭和48年9月	3,300	8,281	ベース	不可	〃
浜砂		延岡市	平成4年4月	2,400	7,670	ベース	可	〃
祝子第二		延岡市	平成24年4月	35	122	ベース	不可	令和14年7月まで (FIT特定卸供給契約 あり)
酒谷		日南市	平成28年10月	520	2,365	ベース	不可	令和18年9月まで (FIT特定卸供給契約 あり)
合計				159,399	539,817			綾第二発電所含む

※3 ピークとは、出水時等を除いて発電の間欠運転を行っている発電所であり、ベースとは、作業や事故時等を除いて発電の連続運転を行っている発電所である。

※4 運用調整とは、発電時間又は発電量の調整をいう。

※5 渡川発電所の一般送配電事業者との接続契約は、12,000kWである。

※6 別掲のとおり。

※7 FITリプレイス計画値。

別掲（FIT特定卸供給契約）

概 要： 企業局は、渡川発電所で発電する電力のうち、発電所内の消費電力等を除いた全ての電力を一般送配電事業者に売電し、一般送配電事業者が全量を現行契約者に卸供給している。なお、現行契約者は、FIT特定卸供給を受ける対価として、卸供給電力量(kWh)に固定プレミアム単価(円/kWh)を乗じた固定プレミアム料金を企業局に対し支払うこととしている。

供 給 期 間：令和8年4月1日から令和10年3月31日まで

予定供給電力量：40,757,000kWh/年

固定プレミアム単価：0.210円/kWh（税抜）